

## 議案第99号

### 大阪市消防手数料条例の一部を改正する条例案

大阪市消防手数料条例（平成12年大阪市条例第72号）の一部を次のように改正する。

第3条第4号ウ中「530,000円」を「570,000円」に改め、同号エ中「6,290,000円」を「6,490,000円」に改め、同号オ中「6,770,000円」を「7,070,000円」に改め、同号カ中「10,700,000円」を「10,900,000円」に改め、同条第11号ウ中「2,030,000円」を「2,120,000円」に改め、同号エ中「4,650,000円」を「4,800,000円」に改め、同号オ中「17,000,000円」を「17,300,000円」に改め、同条第13号ア中「4,170,000円」を「4,460,000円」に改め、同号イ中「4,790,000円」を「4,830,000円」に改める。

第5条第1項第11号イ(エ)中「180円」を「160円」に改め、同号ウ(ア)中「220円」を「210円」に、「4円」を「3円」に改め、同号ウ(イ)中「220円」を「210円」に改め、同号エ(カ)中「90円」を「80円」に改め、同項第12号イ(エ)中「180円」を「160円」に改め、同号ウ(ア)中「220円」を「210円」に、「4円」を「3円」に改め、同号ウ(イ)中「220円」を「210円」に改め、同号エ(キ)中「90円」を「80円」に改める。

第6条第13号中「19,000円」を「17,000円」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の大阪市消防手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後に申請された審査又は検査に係る手数料について適用し、同日前に申請された審査又は検査に係る手数料については、なお従前の例による。

平成30年 3 月 1 日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

#### 説 明

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査等に係る手数料を改定するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

大阪市消防手数料条例 (抄)

(消防法の規定に基づく事務に係る手数料)

第3条 消防法の規定に基づく事務で次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める額の手数料をその申請をする者から徴収する。

(1)-(3) 省 略

(4) 貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査 次に掲げる貯蔵所の区分に応じ、1件につき、それぞれ次に定める額

ア-イ 省 略

ウ 準特定屋外タンク貯蔵所 (岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。) 530,000円  
570,000円

エ 特定屋外タンク貯蔵所 (浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令 (平成12年自治省令第5号。以下「省令」という。) で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所 (以下「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。)、浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所 (以下「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」という。) 及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。) 6,290,000円以内で当該貯蔵  
6,490,000円

所において貯蔵し、又は取り扱う危険物の最大数量に応じ市規則で定める額

オ 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 6,770,000円以  
7,070,000円

内で当該貯蔵所において貯蔵し、又は取り扱う危険物の最大数量に応じ市規則で定める額

カ 岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所 10,700,000円以内で当該貯蔵所において貯蔵し、  
10,900,000円

又は取り扱う危険物の最大数量に応じ市規則で定める額

キ-シ 省 略

(5)-(10) 省 略

(11) 製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に係る完成検査前検査 次に掲げる検査の区分に応じ、1件につき、それぞれ次に定める額

ア-イ 省 略

ウ 屋外タンク貯蔵所に係る基礎・地盤検査 2,030,000円以内で当該貯蔵所において貯蔵  
2,120,000円

し、又は取り扱う危険物の最大数量に応じ市規則で定める額

エ 屋外タンク貯蔵所に係る溶接部検査  $\frac{4,650,000\text{円以内で当該貯蔵所において貯蔵し、}}{4,800,000\text{円}}$

又は取り扱う危険物の最大数量に応じ市規則で定める額

オ 屋外タンク貯蔵所に係る岩盤タンク検査  $\frac{17,000,000\text{円以内で当該貯蔵所において貯蔵}}{17,300,000\text{円}}$

し、又は取り扱う危険物の最大数量に応じ市規則で定める額

(12) 省 略

(13) 消防法第14条の3第1項又は第2項の規定による特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の保安に関する検査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の区分に応じ、1件につき、それぞれ次に定める額

ア 特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）  $\frac{4,170,000\text{円以}}{4,460,000\text{円}}$

内で当該貯蔵所において貯蔵し、又は取り扱う危険物の最大数量に応じ市規則で定める額

イ 岩盤タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所  $\frac{4,790,000\text{円以内で当該貯蔵所において貯蔵}}{4,830,000\text{円}}$

し、又は取り扱う危険物の最大数量に応じ市規則で定める額

ウ 省 略

(高圧ガス保安法の規定に基づく事務に係る手数料)

第5条 高圧ガス保安法の規定に基づく事務で次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める額の手数料をその申請をする者から徴収する。

(1)～(10) 省 略

(11) 容器検査 次に掲げる検査の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 省 略

イ 繊維強化プラスチック複合容器又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器（アに規定する容器を除く。）に係る容器検査 次に掲げる容器の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア)～(ウ) 省 略

(エ) 内容積1リットル以上5リットル未満の容器 1個につき  $\frac{180\text{円}}{160\text{円}}$

(オ) 省 略

ウ 高強度鋼容器（ア又はイに規定する容器を除く。）に係る容器検査 次に掲げる容器の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 内容積30リットル以上500リットル以下の容器 1個につき  $\frac{220\text{円}}{210\text{円}}$ に10リットル又は10

リットルに満たない端数を増すごとに  $\frac{4\text{円}}{3\text{円}}$ を加えた額

(イ) 内容積5リットル以上30リットル未満の容器 1個につき  $\frac{220\text{円}}{210\text{円}}$

(ウ)～(エ) 省 略

エ その他の容器に係る容器検査 次に掲げる容器の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア)～(オ) 省 略

(カ) 内容積1リットル未満の容器 1個につき  $\frac{90\text{円}}{80\text{円}}$

(12) 容器再検査 次に掲げる検査の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 省 略

イ 繊維強化プラスチック複合容器又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器（アに規定する容器を除く。）に係る容器再検査 次に掲げる容器の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア)～(ウ) 省 略

(エ) 内容積1リットル以上5リットル未満の容器 1個につき  $\frac{180\text{円}}{160\text{円}}$

(オ) 省 略

ウ 高強度鋼容器（ア又はイに規定する容器を除く。）に係る容器再検査 次に掲げる容器の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 内容積30リットル以上の容器 1個につき  $\frac{220\text{円}}{210\text{円}}$ に10リットル又は10リットルに満た

ない端数を増すごとに  $\frac{4\text{円}}{3\text{円}}$ を加えた額

(イ) 内容積5リットル以上30リットル未満の容器 1個につき  $\frac{220\text{円}}{210\text{円}}$

(ウ)～(エ) 省 略

エ その他の容器に係る容器再検査 次に掲げる容器の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア)～(カ) 省 略

(キ) 内容積1リットル未満の容器 1個につき  $\frac{90\text{円}}{80\text{円}}$

(13)～(16) 省 略

## 2 省 略

(液石法の規定に基づく事務に係る手数料)

第6条 液石法の規定に基づく事務で次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める額の手数料をその申請をする者から徴収する。

(1)～(12) 省 略

(13) 充填設備の所在地、構造、設備又は装置の変更の許可の申請に対する審査 1件につき

19,000円に変更に係る充填設備の数を乗じて得た額  
**17,000円**

(14)～(16) 省 略